

静岡県告示第355号

静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）第22条の規定に基づき、タクシー・自動車運転代行業車両維持支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年4月22日

静岡県知事 川勝平太

タクシー・自動車運転代行業車両維持支援事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、新型コロナウイルス感染症のまん延により利用者が減少する地域公共交通等の維持を図るため、タクシー事業者及び自動車運転代行業者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「新型コロナウイルス感染症」とは、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものをいう。
- (2) この要綱において「地域公共交通等」とは、タクシー事業及び自動車運転代行業をいう。
- (3) この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者であって、県内に営業所を有するものをいう。
- (4) この要綱において「自動車運転代行業者」とは、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第2項に規定する自動車運転代行業者であって、県内に営業所を有するものをいう。
- (5) この要綱において「タクシー事業」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業をいう。
- (6) この要綱において「自動車運転代行業」とは、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業をいう。
- (7) この要綱において「車検証」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の自動車検査証をいう。
- (8) この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第2条第1項に規定する自動車であって、県内において経営するタクシー事業の用に供するものをいう。
- (9) この要綱において「随伴用自動車」とは、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第7項に規定する自動車であって、県内において営む自動車運転代行業の用に供するものをいう。

第3 補助の対象及び補助額

別表に掲げるとおりとする。

第4 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
ア 交付申請書（様式第1号）

イ その他知事が必要と認める書類

- (2) 提出期限
別に定める日まで

第5 請求の手続

- (1) 提出書類 1部
請求書（様式第2号）
- (2) 提出期限
補助金交付確定通知書が到達した日から起算して10日を経過した日まで

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和4年度分の補助金に適用する。

別表

補助の対象		補助額
区分	経費	
タクシー事業者	令和4年5月1日において有効な車検証を備え付けているタクシー車両の維持に要する費用	タクシー車両の数に5万円を乗じて得た額
自動車運転代行業者	令和4年5月1日において有効な車検証を備え付けている随伴用自動車の維持に要する費用	随伴用自動車の数に2万円を乗じて得た額

様式第 1 号 (用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

タクシー・自動車運転代行業車両維持支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 氏 名

(個人の場合は、住所及び氏名を記載すること。)

タクシー・自動車運転代行業車両維持支援事業費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 交付申請

金額 円

2 事業者区分

タクシー事業者	
自動車運転代行業者	

3 申請台数 台

口座振替先 金融機関名

支店名

口座種別

口座番号

口座名義人 (カナ)

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第2号（用紙 日本産業規格A4縦型）

請求書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けたタクシー・自動車運転代行業
車両維持支援事業費補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 氏 名

（個人の場合は、住所及び氏名を記載すること。）

（注） 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名